

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、株式会社のうち」および「の4分の1以上」を削り、「もので」を「株式会社で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。